

東京都北区公契約条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第二十一号

東京都北区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都北区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本的な方針及び特定労働者等に対する賃金等の支払に関する事項その他必要な事項を定めることにより、公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 区が事業者と締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結するその管理する同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

- 二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

- 三 特定公契約 次に掲げる公契約（東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者と締結するものを除く。）をいう。
 - イ 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち予定価格が九千万円以上のもの
 - ロ 区が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が二千万円以上のもの
 - ハ 施設の管理に要する経費として区長が認めたものの額が一年当たり二千万円以上である指定管理協定
 - 四 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。
 - 五 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - イ 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ハに掲げる者を除く。）
 - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はイに掲げる者に労働者を派遣する者
 - 六 特定労働者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 特定受注者又は前号イに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働

働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使
用人を除く。）

ロ 前号ロに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者であつて、
専ら特定公契約に係る業務に従事しているもの

ハ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一
部を請け負い、又は受託する者

七 賃金等 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

イ 前号イ又はロに該当する者がその雇用する者から得る賃金

ロ 前号ハに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

（基本方針）

第三条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- 一 公契約の適正な履行により、良質な区民サービスを確保すること。
- 二 労働者等の適正な労働条件の確保及び安全な労働環境の整備を図ること。
- 三 区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図ること。
- 四 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 五 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

（受注者の責務）

第五条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

（継続雇用）

第六条 継続性のある業務に関する特定公契約に係る特定受注者は、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であつて、雇用されることを希望するものを、特別の事情がない限り、雇用するように努めなければならない。

（労働報酬下限額）

第七条 特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条に規定する労働者を除く。以下この条、次条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）に対して、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

- 2 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるもの
その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。
 - 一 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
 - 二 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金、区に勤務する時間額で報酬を定める職員の報酬の額
その他公的機関が定める基準
 - 3 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。この場合において、賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該賃金等の換算方法は、規則で定める。
 - 4 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、東京都北区公契約審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 区長は、労働報酬下限額を定めるときは、これを告示するものとする。
(特定受注者の講ずべき措置)
- 第八条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して賃金等を支払わない場合又は支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回った場合は、当該特定労働者等に対し、当該賃金等に相当する額又はその差額に相当する額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（特定労働者等の労働条件等の報告）

第九条 特定受注者は、規則で定めるところにより、雇用契約の締結の状況、特定労働者等に対する賃金等の支払状況その他の特定労働者等の労働条件等に関する事項を区長に報告しなければならない。

（特定労働者等への周知）

第十条 特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 この条例が適用される特定労働者等の範囲

二 労働報酬下限額

三 次条の規定による申出をする場合の連絡先

四 特定受注者及び特定受注関係者は、次条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

（特定労働者等の申出）

第十一条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があつた場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告の徴収等及び立入調査）

第十三条 区長は、第十一条の規定による申出があつたとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（是正措置）

第十四条 区長は、前条第一項の報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による命令があつたときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならぬ。

(特定公契約の解除等)

第十五条 区長は、特定公契約において、次に掲げる当該特定公契約の解除等に関する事項を定めるものとする。

一 区は、次のいずれかに該当する場合は、特定公契約を解除すること（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。）ができること。

イ 特定受注者又は特定受注関係者が第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

ロ 特定受注者が前条第一項の規定による命令に違反した場合

ハ 特定受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二 前号の規定による特定公契約の解除によつて特定受注者又は特定受注関係者

に損害が生じたときであつても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

三 区は、第一号の規定による特定公契約の解除をした場合において、特定受注者から違約金を徴収することができること。

(公表)

第十六条 前条第一号の規定による特定公契約の解除をした場合又は特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの条例の規定に違反していたことが判明した場合は、区長は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(審議会の設置)

第十七条 労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、東京都北区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事項)

第十八条 審議会は、第七条第二項の規定による労働報酬下限額の設定に関する事項その他公契約に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(審議会の組織)

第十九条 審議會は、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員七人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会長）

第二十条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第二十一条 審議會は、会長が招集する。

2 審議會は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

（委員以外の者の出席等）

第二十二条 審議會は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者

を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第七条第二項から第五項まで及び第十七条から第二十二条まで並びに付則第三項及び第四項の規定は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第六条、第七条第一項及び第八条から第十六条までの規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに指定管理協定について適用する。

3 付則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から令和六年三月三十一日まで間に委嘱される委員の任期は、第十九条第二項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年

十二月東京都北区条例第十五号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

東京都北区公契約審議会 会長

学識経験者から委嘱された委員

二〇、六〇〇円
一八、五〇〇円

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第二十二号

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）を防止することにより、区民等の快適で平穏な生活を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 客引き行為 次に掲げる営業について、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為をいう。

イ 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

ロ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業

ニ 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの（人の性的好奇

心に応じて人に接する役務を除く。）を提供する営業（午後八時から翌日の午前六時までの時間において行うものに限る。）

二 勧誘行為 次に掲げる行為をいう。

イ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務に従事するように勧誘すること。

ロ 専ら異性に対する接待（法第二条第三項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘すること。

ハ わいせつな行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

三 客待ち 前二号に掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。

四 区民等 区内に居住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

五 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

六 地域活動団体 町会、自治会、防犯協会、ボランティア団体その他の地域活動を行う団体をいう。

七 飲食店等を営む者 第一号イからニまでに掲げる営業を行う者をいう。

八 公共の場所 道路、公園、広場その他の不特定の者が通行し、又は利用する

場所をいう。

（適用上の注意）

第三条 この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないように留意しなければならない。

（区の責務）

第四条 区は、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体と連携し、公共の場所における客引き行為等の防止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

（区民等及び事業者の責務）

第五条 区民等及び事業者は、区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

（特定地区における地域活動団体の責務）

第六条 第九条第一項に規定する特定地区を活動の範囲に含む地域活動団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする。

（公共の場所における客引き行為等の禁止）

第七条 何人も、公共の場所において、客引き行為等をしてはならない。
2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人

に公共の場所における客引き行為等をさせてはならない。

（客引き行為等を用いた営業の禁止等）

第八条 飲食店等を営む者は、公共の場所において客引き行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受けた者を、客として当該営業所内に立ち入らせてはならない。

2 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（客引き行為等防止特定地区の指定等）

第九条 区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認められた区域を、客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

2 区長は、特定地区を指定したときは、当該特定地区の区域その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、その指定した特定地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。
（指導）

第十条 区長は、第七条又は第八条第一項の規定に違反する行為（以下「違反行為」

という。)をしてしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導をするものとする。

2 区長は、客引き行為等防止推進員及び客引き行為等防止指導員(以下「推進員等」という。)を指定して前項の指導を行わせることができる。

3 何人も、威迫し、つきまとい、その他推進員等に不安を覚えさせるような方法により、第一項の指導を妨害してはならない。

(警告)

第十一条 区長は、特定地区において前条第一項の指導を受けた者が、更に特定地区において違反行為をしていると認めるときは、その者に対し当該違反行為を中止するよう警告をすることができる。

(勧告)

第十二条 区長は、前条の警告を受けた者が、更に特定地区において違反行為をしていると認めるときは、その者に対し当該違反行為を中止するよう勧告をすることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第十三条 区長は、第十条第一項、第十一条及び前条の施行に必要な限度において、違反行為をした者に対し必要な報告をさせることができる。

2 区長は、第十条第一項、第十一条及び前条の施行に必要な限度において、職員

に、違反行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係のある者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問させ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせることができる。

3 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十四条 区長は、第十二条の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(店舗場所の提供者への通知)

第十五条 区長は、前条第一項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る者にその営業その他の業務の用に供するための場所を提供する土地又は建物(その一部を含む。)の所有者若しくは管理者に対し、当該公表に係る事項を通知する

ことができる。

（関係行政機関への情報提供）

第十六条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、この条例の施行に関して把握した情報を、東京都、警察その他の関係行政機関に対し提供することができる。

（関係行政機関等への協力要請）

第十七条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

（委任）

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十二条の規定による勧告を受けた後に、特定地区において違反行為をした者

二 第十三条第一項の規定による必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十三条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(両罰規定)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

付 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第十条から第十五条まで、第十九条及び第二十条の規定は、同年十月一日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十三号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条第三項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

3 改正後の条例第十七条第三項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十四号

東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例

(東京都北区特別区税条例の一部改正)

第一条 東京都北区特別区税条例(昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第十五条第六項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第二十条の三第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第二項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第二十四条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「扶養親族（控除対象扶養親族）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円

以下であるものに限る。をいう。第二号において同じ。又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者）に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第三十六条の七中「第二条第四項ただし書」を「第二条第三項ただし書」に改める。

付則第三条の三の三の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

付則第七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税に ついて特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第十一条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七條の八」に改める。

付則第十四条の二第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る

第二十四条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第十四条の三第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第十四条の三第六項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第十七条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第十八条を削る。

（東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例（令和三年六月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者」を「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有

しない者を除く」を「有する者」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条中東京都北区特別区税条例第十五条第四項及び第六項、第二十条の三第一項及び第二項、第二十三条第一項ただし書並びに第三十六条の七の改正規定並びに付則第七条第二項、第十四条の二第四項並びに第十四条の三第四項及び第六項の改正規定並びに次条第三項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の東京都北区特別区税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第二十四条の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十四条の二第一項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の東京都北区特別区税条例（次項において「旧条例」という。）第二十四条の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税

法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都北区特別区税条例の規定は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十五号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の三の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十六号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

東京都北区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則第二項を削り、付則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表東京都北区立特別養護老人ホーム上中里つつじ荘の項中「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」を「東京都北区上中里二丁目四十五番二号」に、「六十五名」を「百二十名」に、「〇名」を「十名」に改める。

付則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第二十七号

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

東京都北区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立田端高齢者在宅サービスセンターの項を削る。

付 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十八号

東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成二十四年三月
東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「同法第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の
従たる事務所（以下「事務所」という。）を「同法に基づき登記された事務所」
に改め、「又は北区に隣接する区市（北区に事務所を有する宗教法人を墓地等の経
営主体として認める区市に限る。）の区域内」を削り、同条第三号を次のように改
める。

三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人（公益社団法人及び公益財団
法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号の公益
法人をいう。以下同じ。）で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
（平成十八年法律第四十八号）に基づき登記された事務所を北区内に有するも
の

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第三条第二号及び第三号の規定は、この条例の施行の日以後に東京都北区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第十五条第一項の規定による届出をする法人について適用し、同日前に当該届出をした法人については、なお従前の例による。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十九号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区学童クラブの運営に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区王子っ子クラブ第一の項から東京都北区王子っ子クラブ第三の項までの規定中「東京都北区王子二丁目七番一号」を「東京都北区王子二丁目七番四号」に改め、同表東京都北区王子っ子クラブ第四の項及び東京都北区王子っ子クラブ第五の項中「東京都北区王子五丁目二番八号」を「東京都北区王子二丁目七番四十号」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都北区王子っ子クラブ第六 東京都北区王子二丁目七番四十号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 利用申請その他学童クラブの利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十号

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

東京都北区自転車等駐車場条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「赤羽駅西口駅前自転車駐車場」を

「赤羽駅東口自転車駐車場

に改め、同表備考第三号中「、赤羽東本通り自転

赤羽駅西口駅前自転車駐車場」

車駐車場及び赤羽駅東口自転車駐車場」を「及び赤羽東本通り自転車駐車場」に改め、同表備考第四号中「赤羽駅西口駅前自転車駐車場」を「赤羽駅東口自転車駐車場及び赤羽駅西口駅前自転車駐車場」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に利用を終了した場合の使用料（改正後の条例第二条の二に規定する指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）について適用し、同日前に利用を終了した場合の

使用料については、なお従前の例による。

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十一号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二11の部(ほ)の項中

三百平方メートル

を

三百平方メートル

に改め、同部(へ)の項中

計画図に表示する壁面の位置の数値

を

計画図に表示する壁面の位置の数値。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 建築物の出入口に設置するひさし及びこれを支える柱、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさし、屋根及び手すりその他これらに類するもの
- 二 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、エレベーター等の昇降施設並びにこれに設置される屋根、柱及び壁その他これらに類するもの

に改める。

付 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十一日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区条例第三十二号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表シルバールピア十条の項を削る。

付 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。